

## 伊予市企業版ふるさと納税実施要綱

令和4年5月31日

伊予市告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）の実施に関し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊予市まち・ひと・しごと創生推進計画 地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画で、同条第15項の規定により認定された本市の計画をいう。
- (2) 寄附対象事業 伊予市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載されているまち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (3) 寄附対象法人 伊予市の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (4) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出を行うときは、伊予市企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

(寄附の受領)

第4条 市長は、前条の申出による寄附金を受領するときは、寄附対象事業の事業費（以下「事業費」という。）が確定する前にあつては伊予市まち・ひ

と・しごと創生推進計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内で、事業費が確定した後には事業費の範囲内で受領するものとする。

(寄附の受領証明)

第5条 市長は、寄附金を受領したときは、速やかにこれを証する書面を寄附を行った法人に交付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を行うため、伊予市企業版ふるさと納税寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(寄附金の返還)

第7条 市長は、寄附金の受入れが公序良俗に反するものと認めるときは、寄附金の受入れを拒否するものとする。この場合において、既に寄附金を受領しているときは、受領した寄附金を返還するものとする。

2 市長は前項の規定により寄附金の受け入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することを決定したときは、寄附金(不受理・返還)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(寄附の公表)

第8条 市長は、寄附を行った法人の名称、寄附金額等について、伊予市ホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附を行った法人の了承が得られないときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月31日から施行する。